

平成 28 年

総務産経常任委員会会議録

平成 28 年 2 月 1 日

田上町議会

平成28年第1回臨時会
総務産経常任委員会会議録

- 1 場 所 第1委員会室
- 2 開 会 平成28年2月1日 午前9時30分
- 3 出席委員
- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 1番 | 高取正人君 | 5番 | 今井幸代君 |
| 2番 | 笹川修一君 | 6番 | 椿一春君 |
| 4番 | 皆川忠志君 | 8番 | 熊倉正治君 |
- 4 欠席委員
- 13番 泉田壽一君
- 5 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
- | | | | |
|------|------|--------|------|
| 町 長 | 佐藤邦義 | 地域整備課長 | 土田 覚 |
| 総務課長 | 今井 薫 | 産業振興課長 | 渡辺 仁 |
- 6 職務のため出席した者の氏名
- 議会事務局長 中野幸作
- 7 傍聴人
- なし
- 8 本日の会議に付した事件
- 議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 議案第2号 特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第3号 田上町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 議案第4号 田上町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第5号 平成27年度田上町一般会計補正予算（第4号）議定について中
- 第1表 歳 入
- 第1表 歳出の内
- 1款 議会費
- 2款 総務費（1項、5項）
- 6款 農林水産業費

7 款 商工費

8 款 土木費

議案第 6 号 同年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）議定について

議案第 8 号 同年度田上町水道事業会計補正予算（第 2 号）議定について

午前9時30分 開 会

総務産経常任委員長（熊倉正治君） では、ご苦勞さまです。ただいまから総務産経常任委員会付託案件審査に入りたいと思います。

では、早速行いたいと思いますが、町長のほうからご挨拶お願いいたします。

（何事か声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） では、挨拶なしということで、それではまず最初に条例の関係だけ行きたいと思いますが、議案の1号から4号まで一括で説明をお願いしたいと思います。

総務課長（今井 薫君） おはようございます。それでは、議案書の4ページをお開きいただきたいと思います。

議案の第1号でございます。議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正でございます。町長、提案理由のところでも申し上げたとおり、国の給与改定に準じまして、期末手当の支給率を国に準じて0.05月分引き上げ、年間で3.10月とするものでございます。

なお、平成28年度につきましては、その0.05を2つに割りまして、6月と12月に0.025、100分の2.5ずつ分けまして引き上げるものでございます。

それから、去年の12月の18日に開催されました特別職報酬等審議会に対しまして、過去の答申における附帯事項を踏まえて、議員の報酬を県内10町村の中間程度まで引き上げることににつきまして諮問をいたしました。その結果、平成28年度から議員報酬月額で7,000円、率にして3.8%の増改定の答申を同日いただきましたので、その答申を尊重し、議員報酬月額をそれぞれ改定するものでございます。

それでは、中身のほうの説明を新旧対照表のほうで行いますので、資料ナンバー5ページの隣になりますけれども、資料ナンバー3ということでお開きいただきたいと思います。これが1条関係ということで、期末手当の部分でございます。平成27年の12月にさかのぼりまして、期末手当を今申し上げました0.05、100分の5アップするものでございます。

それから、はぐっていただきまして、資料ナンバー4、これが2条関係ということで、報酬並びに期末手当の部分でございます。最初に、報酬の部分では、28年度報酬月額を一律7,000円アップするという内容でございます。それから、期末手当に

つきましては、その6条になりますけれども、平成28年度、先ほど申し上げたとおり6月に100分の2.5、それから12月にそれぞれ2.5、100分の2.5を引き上げるものでございます。それが議案第1号の内容でございます。

続きまして、議案第2号でございます。6ページになります。特別職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。これにつきましても同じ内容でございますが、国の給与改定に準じまして特別職の期末手当の支給率を平成27年の12月1日にさかのぼりまして、0.05月引き上げるものでございます。

それから、今ほど申し上げたとおり、特別職等の報酬審議会の答申を受けまして、一律7,000円アップという部分でございます。28年度からは、期末手当の部分で言いませんでしたけれども、議員さんと同じような形で6月と12月に分けまして、100分の2.5ずつ分けましてアップするものでございます。

それでは、中身の説明を7ページの隣になりますけれども、資料ナンバー5でございます。第1条関係でございます。平成27年12月1日にさかのぼっての表でございます。これは、期末手当の部分で、議員さんと同じく期末手当で、12月の期末手当を100分の5を増するものでございます。

それから、はぐっていただきまして、資料ナンバー6、これが2条関係でございます。これが平成28年4月1日からの施行ということで、期末手当の部分でございます。平成28年度期末手当について、100分の5を6月と12月に分けて100分の2.5ずつアップさせるものでございます。給料月額につきましても、平成28年度から7,000円アップというふうな改定内容でございます。

それから、議案第3号ということで、田上町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正でございます。これ8ページになりますけれども、これは去年の3月でしたでしょうか、実は教育長も特別職となります。それで、この条例がまだ平成28年、今年の12月19日までが今の教育長の任期でございますので、その日までこの条例が生きているということになります。その後はこの条例が廃止になりますので、よろしく願いいたします。この条例の中にも同じ内容がうたっていますので、一部改正を今ほど申し上げたとおり、平成27年の12月1日にさかのぼって期末手当を100分の5引き上げ、そして28年度からは6月に100分の2.5、それから12月に100分の2.5ということで、2つに分けましてのアップをさせるという部分でございます。それから、28年度からは給与7,000円月額をアップするという内容になっておりますので、よろしく願いいたします。

あと新旧対照表をちょっと略させていただきます。同じ内容でございますので。

それでは、10ページお開きいただきたいと思います。議案第4号でございます。田上町の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。これにつきましては、新潟県人事委員会の勧告及び人事院勧告に伴う改正でございます。内容といたしましては、勤勉手当の関係で平成27年12月にさかのぼりまして、職員の場合は0.1月引き上げるものでございます。また、平成28年度から、28年の4月1日からはその100分の10を6月と12月の勤勉手当のほうに半分ずつ分けまして、100分の5ずつ分けてアップさせるものでございます。

それから、もう一つありまして、職員の給与が民間給与を下回るため、給料表の改定をこれは平成27年4月1日に遡及して行うものでございます。平均すると、月額600円程度の引き上げとなります。

それでは、中身のほうを細かく説明しますけれども、資料ナンバー9ということで、14ページの裏になります。これが1条関係の内容でございます。勤勉手当の関係でございます。勤勉手当の関係につきましては、平成27年12月1日にさかのぼりまして、勤勉手当を100分の10とさせるものでございます。それから、その下に書いてあるのですけれども、これは再任用の職員もこの中で書いております。条例でうたっているものですから、今のところは再任用職員はおりませんけれども、再任用につきましても同じく平成27年12月1日にさかのぼって勤勉手当を100分の5増させるものでございます。

それから、今度給料表の改定でございますけれども、今ほど申し上げたとおり、平成27年4月に遡及いたしまして、給料表の改定を行います。今ほど申し上げたとおり、平均で月額600円程度のアップというふうになろうかと思えます。

それから、資料ナンバー16をちょっとお開きいただきたいと思います。これが2条関係の新旧対照表ということで、勤勉手当の部分でございます。これにつきましては、平成28年度からの勤勉手当の変更でございます。先ほど申し上げたとおり、平成28年度からは6月と12月の勤勉手当2つに分けまして、100分の5ずつ分けてのアップでございます。再任用につきましても、一番下に書いてありますけれども、6月と12月、2つに分けまして100分の2.5ずつアップさせるものでございます。

走り走りでしたけれども、以上説明終わります。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） では、説明終わりましたが、質疑のある方どうぞ。5番（今井幸代君） すみません。参考までに教えていただきたいと思いますのですけれども、勤勉手当等をさかのぼって改定されるもの、平成27年4月1日からというもの……

（いや、それは給与の声あり）

5 番（今井幸代君） 給与と、ああ、勤勉手当は12月からでしたか。

（職員の関係ですの声あり）

5 番（今井幸代君） 職員の関係。それら今回もろもろ含めまして、補正でトータルでどれぐらいの金額の影響になるのかというのをちょっともう一度お願いしたいなと思います。

総務課長（今井 薫君） それは、これから補正額で出てきますので、お願いします。

5 番（今井幸代君） あと参考までに財政健全化、以前の特別職、議員職の給与等少しわかればお願いしたいですけれども、その辺の資料等もしあれば教えていただきたいと思います。

総務課長（今井 薫君） 財政健全化は16年度からというふうな形になっておりますので、15年度の報酬、給与月額、特別職申し上げますと、町の町長が15年度75万円、それから副町長が58万9,000円、教育長が49万4,000円でございます。ちなみ、議員さんのほうはよろしいですか。

5 番（今井幸代君） 議員のはわかるので大丈夫です。ありがとうございます。

総務課長（今井 薫君） よろしいですか。そんな形になっておりますので、よろしくお願いします。

5 番（今井幸代君） ありがとうございます。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ほかにありますか。

6 番（椿 一春君） この議案第3号にある田上町教育長の給与及び勤務時間に対する条例なのですが、教育長が特別職になって、その前段の特別職の給与のことに書かれているのですが、今同じ給与を定める条項が2つのところにまたがっているのですが、こちらの田上町教育長及び勤務時間に関する条例を今現在廃止したら何か不具合があるのか、その辺どんな不具合があるのかということをお願いしたい。

総務課長（今井 薫君） もう一度ちょっと詳しく説明申し上げますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律による、今後教育長が常勤の一般職から常勤の特別職になりますよと、だけれども今の教育長の任期期間は旧法で行きますよという内容になっております。それで、平成28年の12月の19日まで今の前教育長の任期でございますので、この条例が生きます。その後は、この条例が先ほど申し上げたとおり、12月の20日からは廃止となっているという部分でございますので、お願いいたします。旧法が適用されている部分でございます。

2 番（笹川修一君） 今回の給料改定というか、「きずな」でききから、12月ですか、議員の報酬が審議して上がりますよと、そういう内容で見ているのですけれども、町

の方としては議員だけではなくて、この内容を出ると特別職、それから職員の方、一律に上がっていくのではないかという見方を実際そう承る方が多いと思うのですけれども、これが一緒になったという、常にこれ私は新人なものですからよくわからないのですけれども、毎年変わるものではないと思うのですけれども、たまたまこれが一緒になったのかあれですけれども、見方によったら何でもこうやって全部上がってしまうのという見方が町民の方で非常に考える方多いのではないかなと思います。それで、何でもそうになったかというその過程、それをちょっとお聞きしたいのですけれども。

総務課長（今井 薫君） 今ほど申し上げているとおり、職員の給与については、前から私申し上げているのですけれども、制度については国の制度を準じてみんなが知っています。地元の給料については、県のほうからも言われておりまして、県に倣えということで、新潟県の人事委員会というのがございまして、そちらに準じて町も改定している状況でございます。特別職につきましては、報酬等の審議会がございまして、そちらのほうに町長のほうから審問して答申をいただいている、それを尊重して今回上げさせてもらう関係でございますが、あと議員の期末手当につきましては、これは県、国同じ内容になりますので、そちらのほうに準じているという部分でございます。

職員については、勤勉手当を上げるわけでございますけれども、これにつきましても国の人事院勧告並びに県の人事委員会を、特に県の人事委員会のほうを右倣えしているということでございますので、県のほうからも地元に合わせてなさいと、給与そのものを地元の国の人勧があるのですけれども、そうではなくて、地元の県のほうに合わせてくれと。私ども人事委員会みたいなもの持っているものですから、県に合わせてやっていくというのが基本であります。笹川さん言われている、たまたまこういうふうな形なのでしょうけれども、私どもは先ほど申し上げたとおり、職員については勤勉手当、特別職については勤勉手当がありませんので、期末手当でその分だけ把握しているという、国に準じているわけでございますが、その辺はご理解していただきたいなと思ってございます。

2番（笹川修一君） 今の内容をできるだけ誤解のないような感じで町民の方に説明というか、「きずな」で出すと思うのですが、そこだけきっちり詳しくというか、誤解のないような感じにしないと、みんな一律と思われるかなと、そこだけちょっとやっぱり私はみんな、町民の方もすうっと見たときはそういうふうに感じる人が多いのかなと。ですから、そこを丁寧な説明ということをまずお願いしたいと思いま

す。これはお願いで、その辺。

2点目で、職員の方も給料改定というか、その辺は私初めてなので、こういう改定というのは表はかなり詳しくあるけれども、個別にまた聞こうと思っていますけれども、これはある程度何年間というか、期間というか、そういうのはあるのでしょうか。査定の給料上げるため、県からとか国からのものもあるのですけれども、ある程度期間というかそういうのはございますか。それ質問お願いします。

総務課長（今井 薫君） 基本的には、毎年でございます、国の人事院勧告で毎年示されます。それに基づいて、今度またそれに基づいてなのでしょうね。県のほうも自分、県のほうで調査します。どのぐらい民間との差があるのかな、私今ほど申し上げたとおり、民間との開きがあるから4月1日にさかのぼって、平均600円ぐらい給料表上がりますよと、給料月額上がりますよということでお話ししたとおり、新潟県のほうで非常に細かい調査をして、新潟県内の状況、民間の状況を調べて、その差によって、では今県の話ですけれども、県の職員の給与との差額を調査して、それで県のほうが今回たまたま公務員のほうが低くて民間のほうは上がっているよという部分で、27年の4月1日にさかのぼって、遡及しまして、若干給料表改定してアップさせるというのを新潟県のほうで出されましたので、あと市町村でも県の給料表に倣って改定してくださいという、これも県のほうからもお願いされているものでございますので、県に準じて給料表を改定してございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2番（笹川修一君） では、県とか国の指針が来るわけですよ。それはわかっているのですけれども、それによってその都度毎年毎年県に合わせて、では上げたのか下げたのかによって、それはその町の財政によって、また今後のによってもまた違ってくると思うので、ようは今後どんどん、どんどん、では給料上げていっていいのかということもありますから、それは明細を見ながらそういうのはわかりますけれども、それがちょっと私も素人なものですから理解がちょっとできないもので、町の方もそうだと思うのですけれども、ある程度それは内容で煮詰めて、では今年これだよというのと、それがあつて、いや、ずっと煮詰めてきたけれども、今度は上げましょうというか、大分差がついてきたから上げましょうということになると思うのですけれども、それについては毎年したから毎年変わるということではないですよ。

（毎年なんですでの声あり）

2番（笹川修一君） それは、毎年これは国から来たら毎年、いや、そこだけちょっと

確認でしっかり、私のあれで、毎年すれば表は毎年変わっていくと。

総務課長（今井 薫君） 国も人事院がございまして、そこで毎年調査するのです。民間の調査。それで今の国家公務員とどのくらい開きがあるのか、毎年行います。それで、今の公務員の給料がどの程度の水準なのかというのを判断するのです。それによって、国家公務員も自分たちの国家公務員の給料が高ければ下げたりするのもします。絶対据え置きなんていうことはないのです、下げられるときもあるわけですので、それはその時々を経済事情といいますか、民間がどのぐらいの水準かというのを全部調査してやります。それによって、毎年人事院勧告というのが人事院のほうから出されるわけです。また、同じことを新潟県もやっておりますので、今ほど申し上げたとおり、特に地域差がございまして、特に新潟県、県によって違うわけがございましてけれども、新潟県の言い方としては県に準じてやってくれと、給与は県に準じてやれというふうな内容で示されておりますので、そういう形でやっております。

町長（佐藤邦義君） 職員の給料は今の説明のとおりですが、特別職は実は私が就任した10年のときにはまだ合併していませんので、南蒲原郡というのがあって、そこでお互いが話をして、議員さんの報酬等特別職の給料そこで決まったのです。それがその町長75万円というのは、4つの町村全部75万円でした。そのような形になっていて、議員さんは小野澤議員でしたけれども、小野澤議員が特別職の報酬を特別職等報酬審議会というのがあるのだから、毎年やはりきちっと検討すべきだと、ということが十何年前かちょっと忘れましてけれども、それ以来毎年協議して、協議といひましようか、審議会で話し合いをして決めてきてなったというようなこととございまして、今は田上町の単独の報酬等審議会がこの特別職の報酬を決めていると、それは県の状況を見るということとございまして、大体田上町の議員の皆さんの給料がちょっと安過ぎるというので数年前から私は諮問してきたのですが、1つは本当はこの選挙の前に上げておきたかったのですが、余り報酬が低いので議員を目指す若い人がいないということと三、四年言ってきたのですが、やっとここで7,000円というのは道理妥当なのか、それはあえて私聞きませんでしたけれども、一律7,000円ということになったようでありましたので、また来年度も同様の県の状況を見たりして諮問をしていきたいと思っておりますので、それでもまだ真ん中ぐらいでしたかね……

（何事か声あり）

町長（佐藤邦義君） 一番てっぺんではありません。また諮問していきたいと思ってお

ります。そういう経過がありました。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ほかに。

4番（皆川忠志君） 今ちょうど質問しようと思ったら、町長が答えてしまったのですけれども、今回7,000円議員が出たということで、冗談話で言いますけれども、広報研究会で町村議会の皆さんは生活保護以下の報酬だというふうに講師から言われまして、非常にやっぱり安いかなというところは感じていました。私も議員になってまだ期は短いですが、その中でもほかの先輩議員からも上げたらどうだという話あったと思うのですが、ようやく中間まで来たということですが、今後今ほど町長、もう少し上げたらどうだというふうなところもあったと思うのですが、その辺の決意というか考え方を、先ほど町長、副町長、教育長、平成15年の差が非常に大きいのです。議員のほうは、当時19万2,000円、ようやく平成15年追いついてきたというところなのですから、今後のことについて、もう一回考え方をちょっとお聞かせいただければというふうに。

町長（佐藤邦義君） 先ほど申し上げましたように、ここ数年は特別職、町長、副町長、あるいは教育長等の給与を上げてほしいという要望はしていなかったのです。していないで、先ほど申し上げましたように議員の皆さんの報酬上げないとだめだというのはずっと考えておりました、ただ審議会の会議録なんか見て読んでいきますと、基本的には議員の報酬が生活費ではないという考え方持っているのが1つと、この田上町の経済状況が余りよろしくないというようなことが1つありまして、ですから正直言ってもっと景気のいい人が委員長になって、いや、そうではないよと言ってくればいいのですけれども、残念ながらそういうこともあって、ずっと引き延ばしてなったきたということがあるので、田上町の企業の方がもう少し元気になっていけば、あるいは上がる可能性があるだろうと思いますので、あくまでも生活給ではないとは言いながら、それでは若い人は来ないのだろうということずっと言ってきましたので、若い人でも議員になるのに出てもらえるようにと思っています。かつては、やっぱり農家の方がほとんどだった議会もあったと聞いておりますけれども、やっぱりそれではだめだろうと、それではだめだというのは片手間はだめだろうということもありますので、また来年度以降もしっかり諮問していきます。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ほかにありませんか。いいですか。

では、条例の関係は終わりにしたいと思います。

では、次に議案第5号から議案第5、6、8、これでは一括で説明をお願いをしたいと思います。

総務課長（今井 薫君） それでは、議案書15ページからになります。議案第5号でございます。平成27年度田上町一般会計補正予算（第4号）でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ421万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億9,163万4,000円とするものでございます。

総体の内容を申し上げますと、先ほどの条例改正、影響額そのものでございまして、県の人事委員会勧告及び人事院勧告、それから国の給与改定に準じまして、職員並びに特別職の給与改定を行う関連経費のみでございます。ほかに特別入っておりませんので、その関連経費のみでございますので、今回の補正はその内容になっております。

それから、あとの特別会計もありますけれども、それも何もあとほかに入っておりません。今回の給与改定等に伴う関連経費のみでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、歳入のほうお話ししますと、21ページお聞きいただきたいと思います。18款繰入金、1項特別会計繰入金ということで、4目の水道事業会計繰入金が補正額1万2,000円でございます。説明欄に書いてあるとおり、水道会計の返戻金を充てるものでございますし、それから19款繰越金ということで、今回は繰越金で420万4,000円でございます。これを充てるというものでございます。

議会事務局長（中野幸作君） 22ページ、歳出でございますが、1款議会費、給料、職員手当等、いずれも人勧に伴う追加でございます。なお、議員の期末手当が予算に入っておりません。心配されている議員さんもいられるようではありますが、実は当初予算に残がございまして、ちなみに議員の期末手当で約15万円ほどになるのですが、それ以上に残があったということで補正いたしませんでした。と申しますのも、今年度議員の改選があったわけですが、新人議員の場合は6月の期末手当が大分減額されます。その関係で大分残がございましたので、あえて補正しなかったということでございます。

よろしく申し上げます。

総務課長（今井 薫君） その下の2款総務費でございますが、1項総務管理費、1目の一般管理費のほうで61万1,000円でございます。説明欄見ていただきたいと思えます。一般管理費で給料の関係、それから職員手当のほうで特別職の期末手当、それから職員の勤勉手当、その他人勧影響の退職手当負担金の61万1,000円ということの補正でございます。

それから、24ページに飛んでいただきたいと思えます。5項の統計調査費という

ことで、1目の統計調査総務費の関係で6万6,000円の補正でございます。これについても説明欄のところに書いてあるとおり、給料の関係と職員の諸手当の関係と退職手当、その部分でございますので、よろしくお願いいたします。

産業振興課長（渡辺 仁君） 続きまして、私のほうからご説明申し上げます。

はぐって、はぐっていただいて、26ページになります。6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費6万8,000円をお願いするものでございまして、先ほどから言われているとおり、人事院勧告による補正額となっております。給料とか職員手当でございます。3目の農業振興費14万8,000円をお願いするものでございますけれども、これにつきましても人事院勧告による給料、職員手当の補正となっております。

その下、7款1項商工費、1目商工総務費でございます。14万6,000円ということで、これも人事院勧告に伴う補正で、給料、職員手当ということでお願いするものでございます。

地域整備課長（土田 覚君） 議案の27ページお願いします。中段の8款土木費、1項道路橋梁費、1目の道路橋梁総務費でございますが、補正額25万1,000円をお願いするものでございますが、先ほど来お話がある給与改定に伴う関連経費でございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、おはぐりください。34ページお願いします。一括で説明ということですので行きますが、議案第6号 平成27年度田上町下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、歳入歳出6万8,000円を追加しまして7億2,982万1,000円とするものでございます。なお、この内容につきましては、先ほど来お話ししております給与改定に伴うものでございますので、よろしくお願いいたします。

詳細についてお話しします。40ページお願いします。40ページでございますが、歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目の一般管理費でございますが、補正額3万円をお願いするものでございます。これも職員の給与改定によるものでございます。総務管理費のほうには、1人いますのでということになります。

次に、2款下水道費、1項下水道事業費、1目の下水道事業費でございますが、補正額3万8,000円をお願いするものでございます。ここにも職員が1人おりまして、この内容につきましても先ほど来お話ししております給与改定に伴う補正でございますので、よろしくお願いいたします。

なお、すみません。歳入ですが、繰越金を6万8,000円充てるものでございますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第8号になります。議案8号につきましても同様でございますが、54ページをお願いします。平成27年度田上町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。提案理由のところにもお話し申し上げましたとおり、第3条に定めた収益的支出の水道事業費用予定額を15万6,000円追加し、2億7,141万1,000円の予定額にする補正及び第4条に定めた資本的支出予定額を6万5,000円追加し、8,560万1,000円とする補正、あと本文に書いてあるとおりで提案理由にお話ししたとおりでございます。中身の損益留保資金とかその辺が変わってくることから、そういうふうな形になります。提案理由のとおりでございます。

それから、詳細についてはご説明申し上げます。56ページをお願いします。支出でございます。これは、収益的支出、これ先ほどからお話しした3条収支というものでございます。1款水道事業費用、1項営業費用、1目の原浄水及び配給水費でございます。補正額8万1,000円をお願いするものでございます。これにつきましては、右側の説明欄、節のほうにありますが、給与、手当、法定福利、給与改定に伴う関連経費の補正をお願いするものでございます。ここに職員が1人おります。

それから、2目の総係費でございますが、補正額6万3,000円の追加をお願いするもので、ここにも職員が1人おりまして、それらの関連経費をお願いするものでございます。その他の営業費用として、一般会計支出金ということで、先ほど総務課長がお話、これは給与が変わると一般会計のほうに上がれば上納する、下がれば納めないという、これは課長の給与の30%分を上納するというところでございますので、その辺変わってくるということでございますので、よろしく願いいたします。

それから、おはぐりください。57ページでございます。1款資本的支出、1項建設改良費、10目の事務費ということで、ここにも職員が1人おりまして、6万5,000円の追加をお願いするものでございます。内容については、右側のとおりでございます。これも給与改定に伴います関連経費の補正でございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ありがとうございます。

では、予算の関係今説明いただきましたが、質疑のある方どうぞ。

4番（皆川忠志君） 例えば26ページの第6項農林水産業費、これある。例えばの話になるのですけれども、期末手当が補正されているのと期末手当の項目がないのとあるのですけれども、これは1,000円のあれが立たないということなのですかね。そのほかにも見ると、期末手当が補正されているのと補正されていないのとあるのです

けれども、例えばこれ衛生費と民生費は関係ないけれども、その上を見ても入っているのと入っていないのがあるのだけれども、何かこれ理由あるのですか。ちょっと細かくて悪い。

総務課長（今井 薫君） 職員の諸事情もございまして、給料、私平均600円上がりますよとお話しさせてもらいましたけれども、上がらない職員も中には相当いるのです。それは、80人ぐらいは上がります。影響しないところもあるわけですので。期末手当の部分言われているわけでしょう。それは、影響しない職員がいっぱいいれば、影響しないわけです。

4番（皆川忠志君） 余り細かく言うとあれなのだろうけれども、評価にかかわるやつですか。

総務課長（今井 薫君） いや、違います、違います。悪いですけども、今八十何人の方が上がると言いましたけれども、上がらない人も相当いるわけです。その職員がそこにいれば何の影響もないのですけれども、上がる職員、若い職員といいますか、若い職員がいっぱいいれば影響してきますよね、期末手当の。その影響もございまして、あと執行残がどのくらいあるかというのものもある。その中でおさまれば。事務局も言っていましたけれども、執行残があればそれで調整できる。

4番（皆川忠志君） いわゆる執行残があればそこで対処できると。

総務課長（今井 薫君） 幾らでもないわけですので、影響する職員が多くいるかどうかによってその数字が少なくなったり多くなったり、あらわれてこないというところも考えられます。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 給料が上がらなければ、手当には影響しないわけだよ。

4番（皆川忠志君） ですよ、当然。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 上がるけれども、給料そのものが上がっていないわけだから。

4番（皆川忠志君） 各この表からいくと、全部上がっているでしょう。一人ひとりチェックしていないけれども。全部上がっているよね。だって統計からいったら全部上がっている。

総務課長（今井 薫君） 下がっているのです、私みたいなものは。だけれども、保障してくれているわけですよ。現給料をもらっている部分は保障しますよ。おまえの給料表、成績が悪くて下げましたけれども、仕事もしない、私はだからここにいて、数字的には悪いですけども、その差があるわけです。そこに追いつかない

というのもあるわけですが、幾ら給料表が上がっても。その部分の方というのは、影響がないわけです。私みたいなもの相当おります。

4番（皆川忠志君） 経過措置的な措置。

総務課長（今井 薫君） そういうことです。

総務産経常任委員長（熊倉正治君） ほかにありませんか。

では、なければ質疑を終了したいと思います。

それでは、討論、採決したいと思います。最初に議案第1号、討論のある方。なければ、議案第1号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。

議案第2号について討論に入ります。ご意見のある方。

なければ、議案第2号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。

議案第3号について討論に入りますが、ご意見のある方。

なければ、議案第3号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。

議案第4号について討論に入りますが、ご意見のある方。

なければ、議案第4号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第5号の歳入と歳出の関係でございますが、討論のある方。

なければ、議案第5号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。

議案第6号について討論に入ります。ご意見のある方。

なければ、議案第6号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

総務産経常任委員長（熊倉正治君） 異議なしと認めます。

最後に、では議案第8号について討論に入ります。ご意見のある方どうぞ。

なければ、議案第8号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

総務産経常任委員長(熊倉正治君) 異議なしと認めます。

それでは、全議案異議なしということでございますので、これででは付託案件審査を終わりたいと思います。

ご苦労さまでした。ありがとうございました。

午前10時17分 閉会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

平成28年2月1日

総務産経常任委員長 熊 倉 正 治